

## ふじみ野市パブリック・コメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成の過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定に当たり、その案を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等の概要及びその意見等に対する市の考え方等を公表していく一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び水道事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 市に対して納税義務を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策等について、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

(1) 市の全体又は各分野における基本的な方針を定める計画の決定又は重要な改定

(2) 市の施策に関する基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

### (適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 政策等の策定に当たり、実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

- (3) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関において、パブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの
- (6) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの（政策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に相当な期間を設け、その案を公表するとともに、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、経緯その他市民等が政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市役所情報公開コーナー及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布（意見等の提出）

第7条 実施機関は、政策等の案及び第5条第2項に規定する資料の公表の日から原則として30日以上期間を設けて、政策等の案についての意見等の提出を受けけるものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の取扱い）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第6条各号に規定する不開示情報に該当するものを除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 第6条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(一覧表の作成等)

第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載及び市役所情報公開コーナーでの閲覧の方法により市民等に情報提供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定を適用しない。